The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	現代日本語の連体修飾節における「制限用法」，「非制限用法」
Author(s)	南，美英
Citation	大阪大学，2009，博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49466
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【４】

氏　　名	南（ナン）　美（ミ）　英（ヨン）
博士の専攻分野の名称	博　士（言語文化学）
学　位　記　番　号	第　２３２２９　号
学位授与年月日	平成21年３月24日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当 言語社会研究科言語社会専攻
学　位　論　文　名	**現代日本語の連体修飾節における「制限用法」、「非制限用法」**
論文審査委員	（主査） 教　授　仁田　義雄 （副査） 教　授　小矢野哲夫　　教　授　三原　健一　　教　授　岸田　文隆 准教授　真嶋　潤子

論　文　内　容　の　要　旨

[S+O+V]構造の日本語は[修飾+被修飾]という構造で成り立っている。したがって、連体修飾節の構文構造も「修飾部+名詞」という構造で成り立ち、[S+V+O]の言語構造に比べると、名詞を修飾する連体述語が複数並べられる仕組みを持っている。修飾部と名詞の間には形態的に単純な構造で成されているため、内部の意味内容を分析するためには様々な区別の措置を考えなければならない。

連体修飾節に関する従来の研究はまず、意味・統語的な観点による「内の関係」と「外の関係」、連体修飾節の中の名詞の主題化、連体述語と主節の述語の間のテンス、連体述語をめぐる陳述度の研究などが挙げられる。

ところが、上記の従来の研究はある程度、統語、形態的に区別できる研究分野であるが、連体修飾節の意味論的な分類の一つである「制限用法」、「非制限用法」は形態的に顕在化していないことが特徴である。本稿はこのような点に着眼して、従来の「制限用法」、「非制限用法」の研究を踏まえて再検討した上で、その区別の基準になる原因と条件を追究する。そして、統語的に顕在化しているかどうかを改めて考察することを目的とする。以下で本稿は次のように論の展開について順番に示していく。

[a]「制限用法」、「非制限用法」の考察対象になる連体修飾節構文の考察範囲を決める。
[b]「制限用法」、「非制限用法」を区別する基準を立てる。
[c]「制限用法」、「非制限用法」を区別する要因と変数を明らかにする。
[d]「制限用法」、「非制限用法」に形態的な顕在化はないと言われてきたことにについて再検討する。
[e] 修飾部と主名詞に「という」と「との」が介在した形式を考察する。
[f] 連体修飾節における日・韓の対照も試みる。

従来の「制限用法」、「非制限用法」を区別する要因に関する研究は主名詞が固有名詞か人称名詞か普通名詞かという意味特徴による分析が主流であったが、「制限用法」、「非制限用法」を左右する要因はそれ以外にも多角的な側面から探る必要がある。そもそも「制限用法」、「非制限用法」の定義は、前者は修飾部が主名詞を限定し、グループ分けをし、後者は修飾部が主名詞を限定するのではなく、単に情報付加や特徴付けをすることを言う。

(1) 日本語を勉強している学生

(2) 日本語を勉強している鈴木さん」

例文(1)は「制限用法」、例文(2)は「非制限用法」である。二つを決定付ける手がかりになるのは通常前者の主名詞「学生」が普通名詞で、後者の主名詞「鈴木さん」が固有名詞であるということである。しかし、これには議論の余地がある。

(3)日本語を勉強している学生を募集している。

(4)日本語を勉強している学生がすきだ。

(5)日本語を勉強している学生が隣の椅子で居眠りをしている。

例文(3)と(4)は「制限用法」、例(5)は「非制限用法」として了解される。修飾部と主名詞が同一であるのに二つに分けられる。これは「制限用法」、「非制限用法」の区別が主名詞にあるという事実が必然的ではないことを表す。例文(1)、(2)と例文 (3) ～ (4) の違いは前者が観察対象として修飾部と主名詞までで、後者は主節全体を観察対象にしたことにある。つまり、「制限用法」、「非制限用法」を考察するにおいて、主名詞が普通名詞の場合は、主節まで観察対象にすべきだという結論を下すことが出来る。

次に定義のことになるが、ある連体修飾節構文を「制限用法」、「非制限用法」というように解釈する時、これまでの定義としては捉えにくい点がある。ここでは類に対する個を表す「definite」と特定の個あるいは集合を表す「specific」という概念を取り入れてより明確に定義する。定・不定の形式的な区別のない、単数・複数の区別が緩い日本語に「definite」というのは「制限用法」、「非制限用法」の見分け方に決定的な要因にはならない。つまり、「制限用法」、「非制限用法」の区別において主名詞の「集合」と「個」は中心的な要素ではなく、「specific」の概念に沿って主名詞が「個」や「集合」に関係なく特定指示を受けるかどうかに左右されると主張したい。主名詞が何であれ特定指示として捉えられる基準を把握することである。以下は「制限用法」、「非制限用法」における本稿の用語と定義をまとめたものである。

[特定と不特定の定義]

[1]特定とは主名詞の指示対象が話し手と聞き手に同定されたり、話し手や聞き手だけの同定であったり、話し手と聞き手とも同定されなくても、その対象が漠然とした対象ではなくどこかで同定された存在であれば、特定指示という立場である。
[2]不特定とは主名詞の指示対象が話し手や聞き手に同定されず、不特定指示されるという立場である。

[「制限用法」、「非制限用法」の定義]

[1]「制限用法」とは修飾部が主名詞をグループに分け、その主名詞は不特定の指示対象として示される。
[2]「非制限用法」とは修飾部が主名詞を単に特徴づける。その主名詞は特定の指示対象として示される。

「制限用法」、「非制限用法」の定義を明確にした後はその定義に合う要因を考察する。主節述語までを考察範囲にし、主節述語を品詞別に分けて「制限用法」、「非制限用法」の有様を見る。すると、動詞の主節述語の場合、存在・具体・感覚動詞類は「非制限用法」寄り、抽象・思考動詞類とグループ動詞（募集するなど）等は「制限用法」寄りである。大体「制限用法」、「非制限用法」が均等に行われる。形容詞の主節述語の場合、質形容詞は「制限用法」寄り、状態形容詞は「非制限用法」寄りであるが、大体「制限用法」寄りである。名詞の主節述語の場合、文脈的な前触れを除外すると、大体「制限用法」寄りの傾向が見える。以下の例文を見る。

(6)隣の椅子で居眠りをしている男がいる。

(7)隣の椅子で居眠りをしている男は嫌いだ。

同じ修飾節と主名詞であるが、主節述語によって「制限用法」、「非制限用法」というように両分される。主節述語である「いる」と「嫌いだ」の品詞的な意味性格が解釈に影響を与えていると主張したい。

特定指示の主名詞になるためには「現場性」の有無も無視できない。今現に目の前に行われている現象を描写するなど、感じたことを素直に描写する時には現場性を強く持つようになり、「非制限用法」読みの解釈に繋がる要因になる。「現場性」を持つのであれば、その指示対象が明確に特定に指定され、それが話し手に同定される。話し手を中心とする現実世界に入り込んで、その場に限っての個別的事態を表わすことができるのである。

したがって、「制限用法」、「非制限用法」の見分けにおいて、場面設定は他の変数よりも重要な基準になりうる。そして現場性と共に文脈状況の条件も「制限用法」、「非制限用法」を識別する基準の一つである。これは大体、複文以上のレベルで多く見られるが、先行文脈や、主名詞が情報や経験を通して特定の指示対象として、同定されている対象なら「非制限用法」の解釈になりがちである。その他、仮定構文、再帰構文はそれぞれ「制限用法」寄りの解釈、「非制限用法」寄りの解釈になる傾向を見せるということを観察することができる。

[「制限用法」、「非制限用法」の見分けに関する変数]

その他の変数	「制限用法」、「非制限用法」の有り方
現場性	「非制限用法」寄りの解釈
文脈状況	「非制限用法」寄りの解釈
仮定構文	「制限用法」寄りの解釈
再帰構文	「非制限用法」寄りの解釈
主名詞に付く「は」	「制限用法」寄りの解釈
主名詞に付く「が」	「非制限用法」寄りの解釈

ここまでは考察対象を複文レベルにしたが、「照応」という観点を用いると、複文以上を対象にしなければならない。「照応」とは、一般に文の中に、あるいは一貫性のある文連続の中の二つの言語形式が同一の対象を指示している場合のその二つの言語形式の関係を意味する。

8a. 数学を研究している学生がすきだ。*学生は頭がいいからである。

b. そういう/こういう/ああいうタイプの学生は頭がいいからである。

9a. 抹茶がはいったアイスクリームを食べた。アイスクリームはとても美味しかった。

b. 抹茶がはいったアイスクリームを食べた。この/その/あのアイスクリームはとても美味しかった。

例文(8a)の前文は「制限用法」である。主名詞をハダカの照応として受ける後ろの文は非文になる。しかし、例文(8b)のようにグループを修飾する表現形式を付け加えると自然な文になる。例文(9a)は「非制限用法」である。ハダカの照応として受ける後ろの文も自然な文である。そして例文(9b)のように個別を修飾する表現形式である「この/その/あの」などを付け加えると自然な文になる。

しかし、「*この/その/あの学生は頭がいいからである。」、「*そういう/こういう/ああいうタイプのアイスクリームはとても美味しかった。」のように表現形式を入れ替えると前の文と意味的に繋がらない。

上記の考察が意味するのは従来の研究から述べられてきた日本語の「制限用法」、「非制限用法」は構文的に顕在化されていないという論を「照応」をもって分析すると連文レベルでは構文的に顕在化できると証明したということである。したがって、連体修飾節の「制限用法」、「非制限用法」は意味論的な領域だけではなく、構文構造からでも明らかに相違点が顕在化していると主張する。

次は連体修飾節における「という」と「との」の介在形式と日・韓の対照研究であるが、第六章と第七章では「制限用法」、「非制限用法」が部分的に扱っている。「制限用法」、「非制限用法」の比重は前章に比べて低いが連体修飾節を語るにおいて重要なので扱うことにした。特に連体修飾節における日韓対照は日韓とも[S+0+V]構造でありながら連体形においては相当な相違点が見られるので注目する必要がある。

次に「という」と「との」の介在形式から見ていく。介在形式の「という」と「との」は他の介在形式とは異なって、主に節を受けるのでここではこれらに限定して、その構文上の位置づけと統語的な制約を考察した。まず、意味用法が多様な「という」に比べ 「との」はその意味用法が「引用」に限られている。更に、「との」は主に節を受けるが節である修飾部の形は制限されていない。直接話法や間接話法などが来られる上、名詞述語の場合は「ダ」の省略した形でも現れるので構文構造には比較的自由である。

日本語の連体修飾節と韓国語の連体修飾節を比較するにおいて、連体述語は比較対象にするにふさわしい素材でありながら、その意味機能が異なっているということから、いろいろな問題が発生する。本稿は、「事実性」という概念を導入しているが、この概念は日本語と韓国語に同様に適用できる概念ではないということである。

しかし、日本語には問われない「事実性」という概念は無意味かもしれないが、素朴な希望から言うと、日本語の基本連体形から韓国語を見なすとき、ちょうど当てはまる連体形がないということである。その逆も同じである。「事実性」のある韓国語の現在連体形を知らずに、そのまま適用してしまうと、主節の流れに誤用が生じる恐れがある。

一方、韓国語の場合、連体修飾構文における具体的な出来事を指し示す役割は主節の述語と連体述語の形態によって分けられるが、日本語の場合は主節の述語と形式名詞の種類によって分けられる。したがって、その差を認知する必要性を述べた。

論文審査の結果の要旨

『現代日本語の連体修飾節における「制限用法」,「非制限用法」』と題された本博士論文は，形態的に明確な手段を取って現象することのないとされてきた，日本語の連体修飾節構造の，修飾節と主名詞の意味的関係からした類別である，「制限用法」「非制限用法」について，従来の分析・記述では考えられることのなかった分析方法・分析観点を考慮に入れることによって，現代日本語の連体修飾節構造の制限用法・非制限用法への新しく詳しい考察，より包括的な記述を試みたものである。

制限用法とは，「日本語を勉強している学生」のようなもので，主名詞の下位類化を図るものであり，非制限用法とは，「日本語の勉強をしている鈴木さん」のようなもので，主名詞に情報・説明を付加するものである。

連体修飾節構造についての従来の研究では，主名詞が，修飾節の述語の要求する要素として，修飾節の述語と同一の節を形成しうるもの，いわゆる〈内の関係〉と，修飾節の述語が形成する節の内部には入りえないもの，いわゆる〈外の関係〉との類別，その構造的あり方，外の関係になる主名詞のタイプなどの解明に大きな力が払われ，いくつの成果が生み出されてきた。これは，見方を変えれば，本論文が扱っているような問題は，形式的な手がかりがほとんど存在しないということもあって，さほど研究の進展を見なかった問題である，ということである。言い換えれば，打ち捨てられていた研究対象である。本論文のまず第一の貢献は，そのような従来さほど進展の見せなかった研究対象に対して，新

たな独自の分析方法で，その解明に迫り，新しい成果をいくつか生み出したことにある。

従来の研究は，非制限用法を形成するのは主名詞が固有名詞や代名詞の場合であり，制限用法を形成するのは普通名詞の場合である，というふうに，主名詞のタイプによる考察が中心で大方であった。それに対して，本論文では，主節との関係，現場性，文脈との関連，仮定構文や再帰構文など構文のタイプ，「ハ」「ガ」という主名詞を表示する形式との関連など，多様で新しい分析観点が取り上げられている。本論文の優れた点の一つに，分析・記述の観点が新しく豊富なことが上げられる。

たとえば，主に主名詞が普通名詞か固有名詞・代名詞であるかを拠り所にして，制限用法・非制限用法の認定し考察する，従来の研究を批判し，主節との関連の中で考察することをまず提唱している。その結果，(1)「微生物を研究している専門家が好きだ。」では制限用法，(2)「微生物を研究している専門家がやってくる。」では非制限用法として解釈される，ということを説明しえている。つまり，普通名詞であっても非制限用法になる場合を取り出しえている。非制限用法を形成している(2)の文では，連体修飾節が埋め込まれている主節が，いわゆる〈現象文〉を形成している。主名詞が現象文中の構成要素として存在することによって，主名詞は特定の指示対象を指さざるを得ない。そのことが，この種の主名詞を非制限用法として解釈させている。このようなことは，従来明確に指摘されたことのない，本論文の貢献である。

さらに，主節との関連では，主節述語が形容詞述語の場合にも考察を広げている。「激しく怒る男が怖い。」のように，感情を表し時間的限定性を持った状態を表す場合は，非制限用法になり，「激しく怒る男は怖い。」のように，時間的限定性を持たない属性を表す場合は制限用法になることに触れている。これらも分析・記述の拡大であり，新しい指摘である。

気づかれていなかった言語現象・文法現象に気づき，それを分析・記述に生かすことは，当の研究が従来より優れたものになるための大切な要件である。本論文には，そのような文法研究が大事にしなければならない基本的な要件がいくつも見られる。連体修飾節の述語のテンスに対する注目も，その一つである。「私はテーブルに飾るかぼちゃを買いに行かされた。」が制限用法的であるのに対して，連体修飾節の述語のテンスがタ形になることによって，「私はテーブルに飾ったかぼちゃを買いに行かされた。」のように，非制限用法的になるという発見・指摘は面白い。これは連体修飾節の表す事態が実現済みの事態であることによって，主名詞で指示される対象が特定的になることによっている。

制限用法・非制限用法への分化にあたっては，主名詞が特定指示か不特定指示かが重要な役割を果たすことを明らかにし，その要件を考察している。場面的な環境である現場性の与える影響，現場指示により普通名詞の指示対象が特定化されること，そのことによって非制限用法になるタイプについて考察を施している。さらに，連文へと考察の範囲を広げ，先行文脈により指示対象が特定化されることを指摘している。

また，仮定条件構文では制限用法寄りであることを明らかにし，再帰構文では非制限用法寄りであることを指摘している。

さらに，考察を文連続まで広げ，制限用法の場合，ソノ類では受けることが出来ず，ソノヨウナ類で照応させなければならないのに対して，非制限用法では，逆に，ソノヨウナ類で受けることが出来ず，ソノ類で照応させなければならないことを明らかにすることで，制限用法・非制限用法の構文的現象に現れを取り出しえている。従来，構文的現象の現れを捉えることが，ほとんどなかった，制限用法・非制限用法に対する研究にとっては，一つの進展であると言えよう。

この種のことは，いずれも考察の観点・範囲を従来の研究に比して大きくそして多様に広げることで得られた知見である。本論文の優れた成果であると言えよう。

色々な点で新しい考察や面白い着想があるのだが，参考文献の指摘の不正確さ，先行研究への言及の不確かさなど，雑な所も散見される。また誤認識も存在する。

上記のような問題点は，ないにこしたことはないし，より正確で完成度の高い論文の作成のためにはなくさなければならないものだが，本論文の価値を大きく損なうほどのものではない。

これらのことを総合的に判断し，本審査委員会は，本論文が博士（言語文化学）の学位を与えるにふさわしい論文であると判断した。